

大刀洗町立小・中学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

「大刀洗町立小・中学校給食調理等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

大刀洗町立小・中学校給食調理等業務

(2) 業務内容

- ① 給食管理業務
- ② 調理作業管理業務
- ③ 食材管理業務
- ④ 衛生管理業務
- ⑤ 施設等管理業務
- ⑥ 研修等業務

(3) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 業務期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）とする。

(5) 業務場所

各小・中学校の給食室および付帯施設

学校名	所在地	施設	仕様
大刀洗町立大堰小学校	大刀洗町大字守部 465 番地	R C 造 床面積 143 m ²	ウェット仕様 (ドライ運用)
大刀洗町立本郷小学校	大刀洗町大字本郷 4669 番地 1	R C 造 床面積 141 m ²	ウェット仕様 (ドライ運用)
大刀洗町立大刀洗小学校	大刀洗町大字上高橋 755 番地 1	R C 造 床面積 147 m ²	ウェット仕様 (ドライ運用)
大刀洗町立菊池小学校	大刀洗町大字山隈 1344 番地 3	R C 造 床面積 156 m ²	ウェット仕様 (ドライ運用)
大刀洗町立大刀洗中学校	大刀洗町大字本郷 515 番地	R C 造 床面積 406 m ²	ドライ仕様

3. 予算額

見積額の上限額（5年間）443,938,000 円（消費税および地方消費税を含む）

4. スケジュール

	実施内容	実施期間又は期日
1	実施要領などの公表	令和6年11月1日(金)
2	現地説明会参加申込締切り	令和6年11月15日(金)
3	現地説明会開催	令和6年11月19日(火)
4	質問書の受付期間	令和6年11月18日(月) ～令和6年11月25日(月)
5	質問書に対する回答	令和6年11月28日(木)
6	参加表明書兼誓約書の提出期限	令和6年11月25日(月)
7	資格審査結果の通知(参加資格がない場合のみ)	令和6年11月28日(木)
8	企画提案書提出期限	令和6年12月5日(木)
9	審査(プレゼンテーション審査)	令和6年12月19日(木)
10	審査結果の通知	令和6年12月23日(月)
11	契約締結	令和6年12月23日(月)以降

5. 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書兼誓約書の提出締切時点で、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

(1) 基本的事項

学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環として、子どもたちのために安全でおいしい給食を円滑にかつ安定的に提供できること。

(2) 業務遂行能力

- ① 福岡県内に本社又は営業所を有し、本町と速やかに連絡および調整が取れること。
- ② 継続して3年以上大量調理業務(同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供する調理)の実績があること。
- ③ 「大刀洗町立小・中学校給食調理等業務委託仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。

(3) 安全衛生

- ① 会社独自の衛生管理マニュアルを作成し、十分な衛生管理を行っていること。
- ② 従業員に対して計画的に安全衛生教育を実施していること。

(4) 信用状況

- ① 福岡県内において過去5年以内に食品衛生法に基づく食中毒等による行政処分を受けていないこと。
- ② 万一の事故発生に備えて損害賠償を確実に払えること。

(5) 欠格事項等

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- ② 町発注の契約にかかる指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 国税および地方税の滞納がないこと。
- ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

と、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

6. 現地説明会

(1) 開催日時 令和 6 年 1 1 月 1 9 日（火）

No.	学校名	実施時間（予定）	集合時間
1	大刀洗町立大刀洗小学校	14:00～14:30	13:30 までに大刀洗小学校へご集合ください。
2	大刀洗町立大刀洗中学校	14:40～15:10	
3	大刀洗町立大堰小学校	15:20～15:50	
4	大刀洗町立本郷小学校	16:00～16:30	
5	大刀洗町立菊池小学校	16:40～17:10	

(2) 参加申し込み

- ① 現地説明会参加申込書（様式第 13 号）を令和 6 年 1 1 月 1 5 日（金）17:00 までに「14 問合せ先」へ提出すること。
- ② 現地説明会の出席者は、1 社につき 2 名以内とする。
- ③ 現地説明会時に調理場および給食室の入場を希望する業者は、白衣、調理用帽子、履物の準備と 1 か月以内の細菌検査結果(写し)を持参すること。
- ④ 各学校への移動は、参加各社の車輛で行うこと。

7. 参加表明書兼誓約書の提出

プロポーザルへの参加意思確認のため、書類を下記の提出期限内までに 1 部提出すること。

なお、この書類の提出がなかった者については、このプロポーザルへの参加を認めない。また、参加表明書兼誓約書提出後のいかなる時期においても参加を辞退することは可能とする。辞退の場合は参加辞退届（様式第 16 号）を提出するものとし、辞退したことによる不利益な取扱いを行わない。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書（様式第 14 号）1 部
- ② 登記事項全部証明書 ※写し可 1 部
- ③ 納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税および市区町村税） ※写し可 1 部
- ④ 会社概要（様式第 2 号） ※様式以外に既存のパンフレット等を添付でも可
- ⑤ 給食受託実績調書（様式第 3 号） 1 部
- ⑥ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（参考様式） 1 部
- ⑦ 損害保険加入証書の写し

(2) 提出期限

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）17:00 まで

(3) 提出方法

持参または郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方

法によることとし、提出期限に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、大刀洗町はその責めを負わない。

(4) 提出先

「14. 問い合わせ先」に記載するとおりとする。

8. 質疑応答

(1) 受付期限

令和6年11月25日(月)17:00まで

(2) 受付方法

受付期限までに質問書(様式第15号)を電子メールに添付し送信すること。

(3) 回答方法

電子メールで参加者全員にまとめて回答する。

(4) 受付先

大刀洗町教育委員会 とも課 学校教育係「電子メール gakko_kakari@town.tachiarai.fukuoka.jp」

(5) 回答期限

令和6年11月28日(木)まで ※期限までに提出されなかった質問に対しては回答しない。

9. 企画提案書の提出(本実施要領「9. (6)企画提案書作成方法」を参照すること)

(1) 提出書類

① 企画提案書、企画提案書の表紙(様式第1号)8部

② 見積書(様式第4号)【令和7年4月1日から令和12年3月31日までの費用】

なお、経費の見積には、次の積算内訳の明細を記載し、消費税および地方消費税を含まない金額を見積額とすること。

イ) 人件費

ロ) 保健衛生費(被服費、細菌検査料、健康診断料等)

ハ) 事務費等(事務用品費、通信費、教育費、保険料等)

ニ) 消耗品費等(調理場・給食室用消耗品)

ホ) 業務管理費等

ヘ) その他経費

(2) 提出部数

提出書類は、正本1部、副本1部、写し6部を提出してください。見積書は、正本と副本のみに添付してください。

(3) 提出期限

令和6年12月5日(木)17:00まで

(4) 提出方法

持参または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(3)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、町はその責めを負わない。

(5) 提出先

〒830-1298 三井郡大刀洗町大字富多819

大刀洗町役場 とも課 学校教育係

(6) 企画提案書作成方法

① 様式等の形式

イ) 表紙

様式第1号を使用すること

ロ) 様式

A4版 縦型 長辺綴じ

ハ) 文字

フォントサイズ11ポイント 横書き

ニ) 提出部数

8部(正1部、副7部)

ホ) 枚数制限

表紙を除き、16ページ以内とする。

② 構成とポイント

イ) 企画提案書は、別紙1に示す項目に沿った構成とすること。

ロ) 別紙1に示す「評価の着眼点」に留意し、文章で簡潔に記載すること。

ハ) 文章を補完するために、イメージ図などを使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲内に収めること。

ニ) 提案書中には、会社名が判別できる記載、表現は行わないこと。

(7) 失格事項無効となる提案書等

次のいずれかに該当した場合は、無効となることがあります。

① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

③ 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、「9.(6)企画提案書作成方法」の条件に適合しない書類の提出があった場合

④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

⑥ 価格提案書の金額が「3. 予算額」に記載した金額を超過した場合

10. 提案事業の決定

(1) 審査組織

審査は、町が別に定める委員により組織された本プロポーザル審査委員会が行う。なお、参加者が1名の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(2) 選定方法等

① 企画提案書等提出書類の内容を審査、採点して上位者を選定する。上位者以外の者についても、順位付けを行う。

② 委員会は、(3)に定める選考基準表に基づき、提出書類に記載された内容を評価項目ごとに採点する。

③ 総合得点の最高得点と同点の者が複数いた場合、見積金額が低い者を交渉権第1位の契約候補者とする。又、総合得点の最高得点と同点で見積金額も同額の者が複数いた場合は、くじ引きを実施し交渉権第1位の者を1者選定し、順位付けを行う。

- ④ 交渉権第1位に選定された契約候補者とは随意契約に向けた交渉を行う。なお、交渉権第1位に選定された契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- ⑤ 参加する事業者が1社の場合においても、内容を審査、採点する。その場合、総合点が70%以上でなければ契約候補者として認めないものとする。
- ⑥ 審査は、非公開とする。

(3) 選考基準

選考の基準は、下記の項目に基づき、提案事業の実現性及び経済性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

① 評価項目

企業に対する評価3項目、運営内容に対する評価6項目及びコストに対する評価1項目の計10項目（配点合計100点）とします。

評価項目		評価の着眼点	配点
企業に対する評価点	企業理念等	学校給食に対する基本的な考え方や理念が、本業務の委託趣旨や内容に合致しているか	5点
	経営状況等	経営状況は健全か。業務受託にあたり、経営面で問題はないか。	5点
	業務受託実績	学校給食施設や集団調理施設等での調理業務受託実績について、本業務を受託する際の信頼性や確か性がうかがえるか	15点
運営内容に対する評価点	給食調理業務	食品衛生の観点から、給食調理業務の進め方、業務マニュアルの作成、業務上の課題の検討・改善等について、具体的な提案がなされているかなど	10点
	衛生管理	衛生管理の体制について、マニュアルの作成や緊急時における対応について、具体的かつ優れた提案がなされているかなど	15点
	業務実施体制	調理従事者の配置・代替体制について、円滑な業務遂行に必要と思われる組織体制の構築及び維持等について、具体的かつ優れた提案がなされているかなど	15点
	危機管理	感染症の罹患時や、事故発生時の対応及びその防止策、危機管理体制、独自マニュアル・独自チェック体制はどうか	15点
	従事者教育・労務管理	従事者に対する研修体制、育成方法はどうか 労務管理は適切に行われているか	10点
コストに対する評価点	受託コスト	見積価格が予定価格の範囲内であり、かつ提案内容を踏まえた上で妥当な委託料となっているか	10点
合計			100点

② 審査基準

各評価項目について、提案内容の優劣に応じてA～Eまで5段階の評価を行い、それぞれの評価に応じた係数を乗じ、その結果を評価点（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

評 価		係 数
A	非常に優れている、画期的である等	×1.0
B	優れている、実現性や寄与度が高い等	×0.8
C	やや優れている、見るべき点がある等	×0.6
D	一般的である、特に過不足ない等	×0.4
E	更に説明が必要である、熟度不足等	×0.2

(4) プレゼンテーションの実施

① 日時:令和6年12月19日(木)午後

② 場所:大刀洗町役場 3階 301会議室

③ 時間:提案時間15分、質疑応答20分予定

※ 詳細な日時や実施時間は、企画提案参加表明後、各社に別途通知する。

※ プレゼンテーションは、提案内容を簡潔に分かり易く説明すること。なお、プレゼンテーションの実施にあたり、パワーポイント等の使用は許可するが、その場合は企画提案書の抜粋表示とし、企画提案書に記載のない表示は行わないものとする。

※ 提案内容は、すべて見積金額に含まれているものとみなす。

※ プレゼンテーションに参加できるものは3名までとする。

※ プレゼンテーション用の追加資料は受理しない。

(5) 審査結果

審査結果については、すべての参加者に文書で通知する。

なお、審査の経緯については公表しない。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 提案内容の一部変更

採択後、採択された事業者と町との協議により、提案内容を一部変更することがある。

11. 情報公開および提供

町は、提出された企画提案書等について、大刀洗町情報公開条例（平成17年3月18日条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

12. 契約締結

大刀洗町は、選定した候補者と本業務に係る仕様書の内容を協議し、確定させたうえで契約を締結する。なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合は、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うものとする。

13. その他

(1) 参加の辞退

参加表明書兼誓約書提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第 16 号）を「14. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書の提出は、1 社につき 1 案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要な経費は全て参加者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を大刀洗町に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、大刀洗町と契約に至った者が作成した企画提案書について、大刀洗町が必要と認める場合は、大刀洗町が予め通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立て

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 言語および通貨単価

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

14. 問い合わせ先

大刀洗町教育委員会 こども課 学校教育係

T E L : 0942-77-6205

F A X : 0942-77-2720

電子メール: gakko_kakari@town.tachiarai.fukuoka.jp

別紙 1

項目	構成		ポイント
1	学校給食に対する基本的な考え方	安心で安全な学校給食の提供について	学校給食に対する基本的な考え方（法の主旨、会社方針等）及びその実現に向けた取り組みを記載のこと
2	調理業務	調理業務の進め方について	食品衛生の観点から、学校給食の調理業務で特記すべき提案を具体的に記入してください。 調理業務実施のマニュアルを定めている場合又は今回参加にあたり大刀洗町用を作成した場合は添付してください。
3	衛生管理体制	衛生管理の徹底に対する具体的な方策について	「学校給食衛生管理基準」等に基づく、独自の取り組みについて記載のこと。 衛生管理体制のマニュアルを定めている場合又は今回参加にあたり大刀洗町用を作成した場合は、添付してください。
		食中毒防止に対する具体的な方策について	「学校衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル」などに基づく、独自の取り組みについて記載のこと
		異物混入の防止に対する具体的な方策について	人・食材・調理機器などから混入する遺物について、独自の取り組みについて記載すること
4	業務実施体制	従事者及び業務の組織体制について	調理従事者の組織体制に関して特記すべき提案を具体的に記入。また、①調理従事者の休暇・病気、その他緊急時の代替体制②天災等緊急事態発生時の従事者配置体制（災害時応援協定も含む）についても具体的に記載すること。
		従事者の配置計画について	調理従事者の配置計画と調理従事者の募集に対する考え方について、特記すべき提案を具体的に記入してください。
5	危機管理	事故・災害発生時等の緊急対応	事故・災害発生時の緊急対応に関する、貴社として特記すべき提案を具体的に記入してください。 ※ 事故（交通事故・調理事故等）、食中毒、災害、調理員の確保ができない等
		異物混入、給食物資の異常等の対応	異物混入、給食物資の異常等が報告された場合の対応方法を具体的に記入してください。
		その他問題発生時の対応	教育委員会、学校栄養士から調理業務、調理員に係る諸問題が報告された場合の対応方法を具体的に記入してください。
6	従事者教育・労務管理	従事者に対する教育及び研修体制について	従事者に対する年間研修計画（巡回指導、衛生研修、調理技術研修、アレルギー対応、個人情報保護、他）について記載のこと。また、指導及び研修で特に力を入れていることについても記載のこと。 労務管理体制について記載のこと
7	独自の取り組み	上記項目の他、独自の取り組みについて	上記項目の他、学校との連携や衛生管理上の効果がある取り組みについて記載のこと